

○山口市南部運動広場設置及び管理条例施行規則

平成 22 年 3 月 31 日

規則第 100 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、山口市南部運動広場設置及び管理条例（平成 17 年山口市条例第 88 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請等)

第 2 条 条例第 9 条第 1 項の規定により山口市南部運動広場（以下「南部運動広場」という。）の利用許可を受けようとするものは、別に定める山口市南部運動広場利用（変更）許可申請書（以下「利用許可申請書」という。）を指定管理者が指定する期間内に、指定管理者に提出しなければならない。南部運動広場の利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）が許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

(利用許可書の交付等)

第 3 条 指定管理者は、南部運動広場の利用を許可したときは、別に定める山口市南部運動広場利用（変更）許可書（以下「利用許可書」という。）を交付するものとする。

2 利用者は、南部運動広場を利用するときは、利用許可書（第 12 条の規定により施設予約システム（山口市の設置する公の施設における利用の許可の申請等の管理運営に係る事務について電子計算機を利用して処理する情報処理システムをいう。同条及び附則第 1 項ただし書において同じ。）から作成された利用許可書を含む。第 6

条及び第 8 条第 2 項において同じ。) を係員に提示して、その指示を受けなければならない。

(利用時間)

第 4 条 利用者が南部運動広場を利用する時間（次項において「利用時間」という。）は、本来の目的に要する時間のほか、その準備及び原状回復に要する時間を含めたものとする。

2 利用者は、許可を受けないで利用時間を超過し、又は利用時間を繰り上げて利用を開始することはできない。

(利用料金の減免)

第 5 条 条例第 1 4 条の規定により利用料金を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 市が主催して行う行事又はこれに相当する共催行事に利用するとき 条例別表第 1 に定める利用料金を免除

(2) 市が後援して行う行事に利用するとき 条例別表第 1 に定める利用料金の 5 割以内の額

(3) 身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条の規定による身体障害者手帳、療育手帳制度要綱（昭和 4 8 年 9 月 2 7 日厚生省発児第 1 5 6 号厚生事務次官通知）の規定による療育手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 4 5 条の規定による精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者特別援護法（昭和 3 8 年法律第 1 6 8 号）第 4 条の規定による戦傷病者手帳のいずれかを有する者が利用者の半数以上を占めるとき（営利等の目的で利用する場合を除く。） 条例別表第 1 に定める利用料金の 5 割の額

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき
市長が別に定める額

2 利用者は、利用料金の減額又は免除を受けようとするときは、別に定める山口市南部運動広場利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(利用の中止)

第6条 利用者は、南部運動広場の利用を中止しようとするときは、速やかにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

(利用料金の還付)

第7条 条例第15条ただし書の規定により既納の利用料金を還付することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 南部運動広場の管理上の都合又は公用により、利用の許可を取り消したとき。

(2) 南部運動広場が災害その他利用者の責めに帰さない理由により利用できなくなったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めたとき。

2 前項の規定により還付する額は、既納の利用料金の全額とする。

(特別な設備)

第8条 利用者は、条例第17条ただし書の規定による許可を受けようとするときは、その内容を記載した仕様書を利用許可申請書に添付しなければならない。

2 前項の許可は、利用許可書にその旨を表示して行う。

(遵守事項)

第 9 条 利用者又は南部運動広場に入場しようとする者若しくは入場した者は、条例に定めるもののほか、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 許可を受けずに南部運動広場内での物品の販売その他の営業行為をしないこと。

(2) 南部運動広場内の指定の場所以外で喫煙し、又は飲食をしないこと。

(3) 許可を受けずに南部運動広場内に広告物を掲げ、又は宣伝びらを配布しないこと。

(4) 利用の許可を受けていない施設又は附属設備を利用しないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指示を遵守すること。

(責任者の設置)

第 10 条 指定管理者は、利用者が南部運動広場を利用している間における南部運動広場内の秩序を保持するため、利用者に対し、責任者を置くよう命ずることができる。

(損傷及び滅失の届出)

第 11 条 利用者は、南部運動広場の施設又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、直ちに指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

(利用の申請及び許可の特例)

第 12 条 第 2 条及び第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、南部運動広場の利用許可の申請（許可された事項を変更しようとする場合を含

む。) 及び利用の許可に係る手続等については、施設予約システムを用いて行うことができる。

(補則)

第 13 条 この規則に定めるもののほか、南部運動広場の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 2 項（施設予約システムに関する部分に限る。）及び第 12 条の規定は、同年 5 月 19 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、山口市柔剣道場設置及び管理条例施行規則（平成 22 年山口市規則第 97 号）附則第 2 項の規定による廃止前の山口市山口地域体育施設利用料金減免等規則（平成 17 年山口市規則第 62 号）及び廃止前の山口市南部運動広場設置及び管理条例施行規則（平成 17 年山口市教育委員会規則第 51 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 26 年 3 月 18 日規則第 26 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日規則第 18 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 6 月 25 日規則第 46 号）

この規則は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。